

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年一月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十一月十四日奈良県指令建第一一二一三五号

令和六年十月二十二日奈良県指令建第一一二一三五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月二十一日建第一〇四五一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年一月二十一日建第五九八七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡上牧町大字上牧四七九八番二の一部並びに滝川台一丁目三二六三番一、三二六三番三、三二六三番四、三二六三番五、三二六三番六、三二六三番七、三二六三番八、三二六三番九、三二六三番一〇、三二六三番一一、三二六三番一二、三二六三番一三、三二六三番一四、三二六三番一五、三二六三番一六、三二六三番一七、三二六三番一八、三二七五番八、三二七五番二八、三二七五番二九、三二七五番三三、三二七五番三四、三二七五番三五、三二七五番三六、三二七五番三七、三二七五番三八、三二七五番三九、三二七五番四〇、三二七五番四一、三二七五番四二、三二七五番四三、三二七五番四四、三二八一番一の一部、三二八一番三の一部、三二八一番一〇の一部、三二八二番一の一部、三二八二番二、三二八二番四、三二八二番五、三二八二番八、三二八二番一〇、三二八二番一一、三二八二番一二、三二八二番一三、三二八二番一四、三二八二番一五、三二八二番一六、三二八二番一七、三二八二番一八、三二八二番一九、三二八二番二〇、三二八二番二一、三二八二番二二、三二八二番二三、三二八二番二四、三二八二番二五、三二八二番二六、三二八二番二七、三二八二番二八、三二八二番二九及び三二八三番三〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市中区福田五七八番地六

株式会社吉村一建設 代表取締役 友藤昭弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡上牧町滝川台一丁目三二六三番一、三二七五番八、三二七五番三九、三二八二番四、三二八二番一〇、三二八三番一及び三二八三番五

公園 北葛城郡上牧町滝川台一丁目三二八三番二六

下水道 北葛城郡上牧町大字上牧四七九八番二の一部並びに滝川台一丁目三二六三番一、三二七五番八、三二八一番一、三二八一番三、三二八一番一〇、三二八二番一、三二八二番四、三二八二番一〇、三二八三番一及び三二八三番五の各一部

水路 北葛城郡上牧町大字上牧四七九八番二の一部並びに滝川台一丁目三二八一番一の一部、三二八一番三の一部、三二八一番一〇の一部、三二八二番一の一部、三二八二番一六、三二八三番二〇及び三二八三番二八

一 許可番号

令和六年七月二十六日奈良県指令建第一一四一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月二十二日建第一〇四五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市下三橋町八二六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南京終町七七八一二

株式会社フォレスト 代表取締役 石田奈緒哉

一 許可番号

令和六年八月二十七日奈良県指令建第一一四一五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月二十四日建第一〇四五三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年一月二十四日建第五九八八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷一一五二番一、一一五二番四、一一五二番五、一一五二番六、一一五二番七、一一五二番八、一一五二番九、一一五三番四及び一一五三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区高倉台四丁七番三―一号

株式会社ライトハウス 代表取締役 小林牧二郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷一一五二番一

下水道 北葛城郡広陵町大字南郷一一五二番一の一部

水路 北葛城郡広陵町大字南郷一一五二番四及び一一五三番四